

「令和3年度第2回債権管理委員会」議事録

1 開催期日等

(1) 日 時 令和3年10月15日(金) 午前10時30分から11時40分まで

(2) 場 所 各委員執務室でのリモート開催(事務局:8階応接室)

(3) 出席者

- ・委員長 《大長副市長》
- ・委員 《総務局長、財政局長、葵区長、駿河区長、清水区長、保健福祉長寿局長、子ども未来局長、都市局長、上下水道局長》
- ・部会員 《総務課長、政策法務課長、税制課長、納税課長、滞納対策課長、福祉総務課長、介護保険課長、福祉債権収納対策課長、清水病院医事課長、子ども家庭課長、幼保支援課長、住宅政策課長、静岡会計課長、お客様サービス課長》

(4) 報道関係者 静岡新聞社

2 主な意見

議題1 「令和2年度 収入未済額の状況」について**【委員長】**

事務局から令和2年度に収入未済額が増加した要因の説明があり、市税の徴収猶予の特例制度の適用により収入未済額が増加したが、猶予の影響を除外した場合、収入未済額は縮減している。このことは、新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難となった方に対しては、支払い猶予等の適切な対応が行われ、また、納付能力のある方からは確実な徴収を行った結果だと言える。

今年度も、依然として厳しい納付環境にあるが、引き続き適正な債権管理に取り組んでいただきたい。特に徴収猶予を申請した方は収入が減少した方であり、徴収期限が終了したとしてもその方々は大変厳しい状況だと思うので、その方に対しても引き続き適正な債権管理をお願いしたい。

議題2 「令和2年度 主要債権の状況及び令和3年度収入未済額縮減に向けた取組等」について**【総務局長】**

国民健康保険料の令和3年度の課題について、令和3年度の収入率が1.67ポイント下落している、その理由としてコロナ関係の対応として職員が派遣され積極的な滞納整理がで

「令和3年度第2回債権管理委員会」議事録

きなかったということだが、例えば、具体的には電話の督促だとかそういったものが、通常だとこれくらいの件数をやっていたのが、これくらいしかできなかったとか、督促をするにあたって、これくらいの人数でこれくらいの件数をかけていたのが、これくらいしかできなかったとか、何か数字的なものがあれば教えてほしい。

【事務局】

債権管理ヒアリングを通じて聞き取りをしたが、事務局として具体的な件数まで聞き取りが及んでいない、ただ数か月単位で派遣を繰り返ししているというなかで、滞納整理にかける人数が減り滞納繰越分の徴収に影響が出ているというヒアリングをさせていただいた。

【総務局長】

職員が派遣で出ているという状況は、ほかのところもコロナの影響でという理由で、7月末の収納率が落ちているところがあったが、その理由が相談会を開くことができなかったとか、注力できなかったというのがあったが、職員数が減少していると直接的に理由が書かれていたので具体的なものがわかればと思いました。そういったデータがあれば後日でいいので教えてほしい。

【委員長】

所管局におかれましては債務の減免を行ったとか、他の給付金の支援業務やコロナ関係の支援業務などで職員を取られるなど本来の業務を一時的に停止、縮小せざるをえない状況になったということだが、すべての所管課において悪影響が出ているわけではないので、職員が減った時にどのような対応を取れば徴収に影響が少なくすむのか検討をしていただきたい。

2番の令和2年度実績評価及び令和3年度の課題において、各所管課でいろんな策を講じ徴収率を上げているということが見える。他の所管課の参考になるものがあれば取り入れてやっていただきたい。

特に3のヒアリング実施結果というところは、かなりいい指摘がされていると思う。指摘された事項についてはできる範囲で取り入れていただき主要債権を所管する皆さんにおいては適正な債権管理に努めていただきたい。

議題3 「債権回収に関する方策（主要債権）」について

【財政局長】

納付機会の拡大については、様々な取組を費用対効果を考えながらやっていただいている。ただ、国全体としては自治体DXということでシステムの標準化を令和7年に向けて進めているところなので、全国一律の標準化がされたときに、静岡市でやっているこの納付手法ということが標準的なのか更に広げた方がいいのか、システムが標準化されると入れやすくなると思うので、費用対効果を当然考えていくなかで先進市の状況を踏まえてこの納付機会のシステム化については活用できるものはしっかり活用していただきたい。

【事務局】

「令和3年度第2回債権管理委員会」議事録

システム標準化の情報に関しましては債権管理担当としても注目をしている。この方策のうち口座振替やコンビニ収納、クレジット収納などはシステム標準化の対象となると聞いているが WEB 口座振替などは自治体の裁量にゆだねられているところもあると聞いている。そういったところの情報をこちらの方でも収集をして各債権の所管課に提供をしていきたい。

【委員長】

マトリックス表を見るといろんな債権で方策の実施状況に丸がたくさんついている。以前に比べてたくさん丸がついて市民の利便性が図られているなど思っている。今回、市税、国民健康保険料、市営住宅使用料の3債権において新たな方策を導入することなので、この効果またノウハウについて滞納対策課の事務局の方でどのような効果があったか検証して前例として横展開できるようであれば、していただきたい。

議題4 「令和3年度債権管理委員会研修実績」について

【委員長】

何かご意見、ご質問はありますか。

(⇒意見なし)

議題5 「収入未済額が1億円未満となった主要債権の取り扱い」について

【委員長】

収入未済額が1億円未満となった主要債権を除外するということがいいかどうか皆さんの意思の確認をしなければならない。それがいいということであれば、今回、除外することになると思いますので、これについてご意見があればお願いします。

事務局の方に私から聞きたいのだが、1億円未満を外すということは、事務の煩雑さに比べて効果がないというか見る必要がないのにこの2つあることで煩雑になるということなのか、縮減サイクルが回っているものについては外すことによって事務が簡略化される簡素化される…外す意味合いについて教えてほしい。

【事務局】

資料5の1ページにありますとおり、主要債権とその他の債権では、主要債権のみの取組項目というものがあります。縮減が進んでいるにもかかわらずこういった取組をするということは事務の負担になっているという声も聞こえている。また、1億円を下回っている債権でも主要債権に位置づけられていない債権も多々あるので、縮減が進んでいる債権についてはその他の債権と横並びで所管の局にて管理をしていただきたいと考えている。

【委員長】

保育料・こども園使用料、これについては、幼児教育の無償化で調定額が減っていることもあり、ここについては除外してもいいと思うのだが、市営住宅使用料の方がこうやって(縮減)サイクルが確立できていて除外するとまったく目が行き届かなくなるのかそれと

「令和3年度第2回債権管理委員会」議事録

もどこかである程度滞納対策課の方で管理をしていくのかそこはどうか？

【事務局】

除外決定した翌年度については債権管理ヒアリングを通じて適切な取組が継続されているかどうか確認をさせていただく。ただ、翌々年度以降は債権の増額が見られた場合にはヒアリングを行い、場合によっては収入未済額の月例報告についても求めるつもりでいる。

【委員長】

収入未済額が増えてくれば、また除外したものの年間での結果を求めていくということか、月例は求めないとしても1年が終わった結果を滞納対策課で把握していくということか。

【事務局】

主要債権においては毎月収入未済額の月例報告をお願いしている。除外した債権においても1年間は様子を見させていただいて、そののち未済額が増加する傾向が見受けられるようであれば、こちらとしても月例報告を求めて監視をしていきたいと考えている。

【委員長】

保育料・こども園使用料と、市営住宅使用料については、主要債権から除外するとの事務局案を承認してよいでしょうか。

【各委員】

異議なし

【以下、非公開とする】

議題6 「その他報告事項」について